年末年始は、ご利用になれません

墨田区公共施設利用システム

12月29日（土）～平成25年1月3日（木）は、墨田区公共施設利用システム（インターネット・利用者専用端末・窓口での仮予約）の利用を休止します。

ただし、インターネットでの空き状況照会は、休止期間も行うことができます。

なお、12月22日（土）～28日（金）に仮予約した施設の利用料等の納付期限が休止期間内にある場合、期限は25年1月4日（金）となります。また、利用の取消しの際、支払済の利用料の全額または半額を返還される申出期限が休止期間内にある場合も、期限は25年1月4日（金）となります。

【対象施設】社会福祉会館、すみだ女性センター、すみだリバーサイドホール、すみだ産業会館、すみだ中小企業センター、すみだ生涯学習センター、曳舟文化センター、家庭センター、みどりコミュニティセンター、弓道場、スポーツプラザ梅若、屋外スポーツ施設（野球場、テニスコート、球技場等）＊利用者専用端末は、対象施設（弓道場・屋外スポーツ施設を除く）のほか、両国屋内プール、屋外体育施設管理事務所、屋外体育施設管理事務所錦糸支所に設置**【問合せ】**情報システム担当☎5608－6224

専門家を無料で派遣します

商工業アドバイザーの派遣

区では、区内中小企業等が新商品開発や経営分析などの取組を実施する際に、中小企業診断士や工業デザイナー等の専門家を派遣しています。

【対象】▼区内中小企業 ▼5社以上の中小企業で構成され、そのうち2分の1以上が区内に事業所を有している団体**【費用】**無料**【問合せ】**産業経済課産業振興担当☎5608－6186

＊年度内3回まで利用可

東日本大震災義援金を受け付けています

ゆうちょ銀行での口座振替と区の窓口で受け付けています。

【受付期間】平成25年3月31日（日）まで**【ゆうちょ銀行振替口座】**00140－8－507・日本赤十字社 東日本大震災義援金 ＊郵便局の窓口での取扱いの場合は、送金手数料が無料となります。**【直接受付窓口】**区民活動推進課（区役所14階）**【問合せ】**区民活動推進課区民活動推進担当☎5608－6202

●区の窓口でお預かりした義援金の総額（11月30日現在）

9878万6095円

長い間、ご利用ありがとうございました

ユートリヤ・スターガーデンの閉館

すみだ生涯学習センター（東向島2－38－7）内のプラネタリウム館「ユートリヤ・スターガーデン」は、投影機器の老朽化等に伴い、平成25年3月31日で閉館します。

なお、閉館後は区民の文化・学習活動の場となる施設への改修工事を行い、26年度後半にオープンする予定です。

また、ユートリヤ・スターガーデンで行っていた学習投影については、区立小学校4・6年生は25年度から他施設での実施を、幼児は改修後の施設でプロジェクターによる代替映像の投影を検討しています。

【問合せ】すみだ生涯学習センター☎5247－2001

ご自宅で育ててみませんか

ビオラ等の無料配布

【とき・ところ】下表のとおり**【対象】**区内在住在勤の方**【定員】**各先着200人**【費用】**無料**【持ち物】**持ち帰り用の袋**【申込み】**当日直接会場へ**【問合せ】**環境保全課緑化推進担当☎5608－6208

配布日時		配布場所
平成25年1月8日（火）	午前11時～	社会福祉会館（東墨田2－7－1）
	午後2時～	緑と花の学習園（文花2－12－17）
25年1月9日（水）	午前11時～	区役所1階エスカレーター横
	午後2時～	家庭センター（亀沢3－24－2）
25年1月10日（木）	午前11時～	区総合体育館屋外駐車場（錦糸4－15－1）
	午後2時～	曳舟文化センター（京島1－38－11）

注1人3鉢（ビオラ2鉢、ノースポール1鉢）ずつ配布し、なくなり次第終了します。
注花の色は選べません。

ご協力ください

工業統計調査

全国の製造事業所を対象として、国が毎年実施している工業統計調査を、平成25年1月中に行います。

従業員4人以上の事業所に調査票の記入をお願いします。なお、従業員3人以下の事業所には、従業員数と製造品目等の聞き取り調査を行います。

いずれも調査基準日は12月31日です。直接、調査員が訪問しますので、ご協力ください。

【問合せ】区民活動推進課統計担当☎5608－6204

ご存じですか

障害基礎年金

事故や病気等で、日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに受けられます。

【対象】障害の状態が国民年金法の障害等級1・2級に該当し、次のいずれかに当てはまる方▼国民年金に加入中、または60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日があり、保険料の納付要件（加入期間のうち、納付済期間が3分の2以上あるか、直近の1年間に保険料の滞納がないこと）を満たしている ▼20歳前に初診日がある ＊障害基礎年金の障害等級と障害者手帳の障害等級は異なります。**【支給額（月額）】**▼1級＝8万1925円 ▼2級＝6万5541円

＊初診日が20歳前の場合は、所得により受給制限があります。

【問合せ】国保年金課国民年金係☎5608－6131

特別区の明日を担うのは、あなたです

特別区（東京23区）職員採用合同説明会

【とき】平成25年2月10日（日）午前10時～午後4時 ＊開場は午前9時15分**【ところ】**國學院大学（渋谷区東4－10－28）**【内容】**各区・一部事務組合の概要説明、技術・専門職種の個別相談など**【対象】**25年度以降の特別区職員採用試験の受験を希望する方**【定員】**4000人程度（抽選）**【費用】**無料**【申込み】**▼インターネット＝25年1月15日までに特別区人事委員会のホームページから申込み ▼郵送＝住所・氏名（ふりがな）・生年月日・電話番号・希望職種・質問（50文字以内）を、往復はがきで25年1月15日（消印有効）までに特別区人事委員会事務局任用課「23区合同説明会」係（〒102－0072千代田区飯田橋3－5－1）へ**【問合せ】**▼職員課人事担当☎5608－6244 ▼特別区人事委員会事務局任用課採用係☎5210－9787

＊詳細は特別区人事委員会のホームページを参照

毎月25日は
すみだ 家庭の日

区の世帯と人口（12月1日現在）

＊住民基本台帳による

世帯	13万3607	（－ 7）
人口	25万2110	（＋ 9）
男	12万5949	（－ 6）
女	12万6161	（＋ 15）

＊（ ）内は前月比

広告 錦糸町法律相談センター：弁護士会の法律相談 ☎5625-7336（月～土9時30分～12時、13時～16時）

平成25年4月から、早朝・夜間延長育成、土曜育成を始めます

一部の区立学童クラブの育成時間延長

【実施学童クラブ・申込場所】表1のとおり**【育成時間・育成料】**表2のとおり**【申込み】**申請書等を直接、平成25年1月18日までに各申込場所へ（日曜日・祝日・年末年始を除く）＊申請書等は、各申込場所で配布**【問合せ】**児童・保育課児童担当☎5608－6195

■育成時間・育成料　（表2）

	月曜日～金曜日	土曜日
通常育成時間	授業終了後～午後6時 ＊学校休業日は午前8時半～午後6時	
延長育成時間	▶早朝＝午前8時～8時半 ▶夜間＝午後6時～7時	
育成料（月額）	4500円	1500円
延長加算料金（月額）	▶早朝＝500円　▶夜間＝1000円	土曜育成料に含む

■早朝・夜間延長育成、土曜育成を実施する区立学童クラブ　（表1）

学童クラブ名	申込場所
墨田児童会館学童クラブ	墨田児童会館（墨田2－30－15）☎3614－7141
墨田児童会館学童クラブ二寺分室	
墨田児童会館学童クラブ隅田分室	
八広児童館学童クラブ	八広児童館（八広2－38－14）☎3611－2227
江東橋児童館学童クラブ	江東橋児童館（江東橋1－15－4）☎3634－8883
東向島児童館学童クラブ	東向島児童館（東向島6－6－12）☎3611－2500
東向島児童館学童クラブ一寺分室	
立花児童館学童クラブ	立花児童館（立花1－27－9）☎3619－5781
立川児童館学童クラブ	立川児童館（立川1－5－2）☎3633－2874
立川児童館学童クラブ中和分室	
文花児童館学童クラブ	文花児童館（文花1－32－11）☎3619－5753
中川児童館学童クラブ	中川児童館（立花5－18－9）☎3619－7188
外手児童館学童クラブ	外手児童館（本所2－6－9）☎3621－4531
外手児童館学童クラブ業平分室	
八広はなみずき児童館学童クラブ	八広はなみずき児童館（八広4－27－8）☎3617－7060
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ	さくら橋コミュニティセンター（向島2－3－8）☎3623－2181

勉強室としてご利用ください

すみだ中小企業センターの講習室

すみだ中小企業センター（文花1－19－1）の講習室を、中学生以上の方の勉強室として開放します。

ぜひ、ご利用ください。**【とき】**平成25年1月5日（土）～27日（日）の毎週土・日曜日午前9時～午後5時　＊すみだ中小企業センターの事業等で使用する日は利用不可**【問合せ】**あずま図書館☎3612－6048　＊電話での問合せの際は、自動音声メニューの「8」を選択

パネル展を開催しています

すみだが生んだ世界の画人〝HOKUSAI〟

すみだ生まれの世界的な芸術家・葛飾北斎を区民の誇りとして永く顕彰する「すみだ北斎美術館」の開館に先立ち、北斎とすみだとの関わりや、美術館の建設計画等についてご紹介するパネル展を開催しています。

木版画摺（す）りの実演やスタンプラリーも実施しますので、ぜひ、お立ち寄りください。

【とき】平成25年1月22日（火）までの午前10時～午後6時　＊25年1月1日（祝）は午前9時半～午後6時　＊木版画摺りの実演は12月22日、25年1月12日・19日いずれも土曜日午後3時～4時**【ところ】**産業観光プラザ すみだ まち処（ところ）（押上1－1－2 東京ソラマチ®5階）**【内容】**▼パネル展示　▼スタンプラリー（各日先着20人に記念品を贈呈）▼北斎オリジナルグッズ展示（一部の商品は販売もあり）▼木版画摺りの実演**【入場料】**無料**【申込み】**期間中、直接会場へ**【問合せ】**文化振興課北斎美術館開設担当☎5608－6115

子どもたちの力作をご覧ください

明るい選挙啓発ポスター展示会

「明るい選挙啓発ポスターコンクール」に、区内の小・中学生が応募した作品の展示会を開催します。

【とき・ところ】▼平成25年1月9日（水）～15日（火）午前9時～午後5時・すみだリバーサイドホール1階ギャラリー（区役所に併設）　＊25年1月15日（火）午後3時半から会場で、「墨田区最優秀賞」と「墨田区優秀賞」の受賞者の表彰式を実施　▼25年1月18日（金）～24日（木）午前9時～午後9時・すみだ生涯学習センター（東向島2－38－7）**【入場料】**無料**【申込み】**期間中、直接会場へ**【問合せ】**選挙管理委員会事務局☎5608－6320

ご注意ください

すみだボランティアセンターの臨時休館

すみだボランティアセンター（東向島2－17－14）は、受電設備の工事を行うため、臨時休館します。

あらかじめ、ご了承ください。

【休館日】平成25年1月6日（日）＊荒天の場合は25年1月27日（日）に延期**【問合せ】**墨田区社会福祉協議会☎3614－3900

医療と介護の費用負担を軽減します

高額医療・高額介護合算制度

皆さんが支払った医療保険や介護保険の1か月ごとの自己負担が、それぞれの限度額を超えた場合、超えた分が「高額療養費」、「高額介護サービス費」としてそれぞれの保険から支給されます。これに加え、同じ医療保険に加入している世帯において、医療費と介護サービス費の自己負担の年間合計額（高額療養費、高額介護サービス費、入院または入所時の食事・居住費・差額ベッド代等を除く）が世帯の限度額を超えた場合に、超えた分がそれぞれの保険から支給されるのが、「高額医療・高額介護合算制度」です。

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、この制度の対象者には、来年1月以降に申請書をお送りします。

なお、計算期間内に、転職・転入等で、加入する医療保険や介護保険の変更があった方は、申請時に変更前の医療保険や介護保険の「自己負担額証明書」が必要となることがあるため、申請書をお送りできない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

【計算期間】毎年8月～翌年7月末の1年間**【対象】**同一世帯の同じ医療保険に加入している方（合算対象者）で、次のすべての要件を満たす方▼合算対象者のいずれかに医療保険および介護保険の自己負担額がある　▼計算期間内における医療保険と介護保険の自己負担の合計額から、所得区分に応じた自己負担限度額（左表のとおり）を差し引いた後の額が500円を超える**【問合せ】**▼国民健康保険について＝国保年金課こくほ給付係☎5608－6123　▼後期高齢者医療制度について＝国保年金課長寿医療（後期高齢者医療）資格・給付担当☎5608－6192　▼介護保険について＝介護保険課給付担当☎5608－6149　＊国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の申請方法等は、各医療保険者へ

■自己負担限度額（年額）

▶国民健康保険＋介護保険（69歳以下の方の世帯）

所得区分	自己負担限度額
上位所得者	126万円
一般	67万円
区民税非課税世帯	34万円

▶国民健康保険＋介護保険（70歳～74歳の方の世帯）
▶後期高齢者医療制度＋介護保険（75歳以上の方の世帯）

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者		67万円
一般		56万円
区民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円